

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、法人税法第 75 条の 2 又は第 81 条の 24 の規定により、
- ① 会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
 - ② 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
 - ③ 特別の事情により事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - ④ 特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合
- に使用してください。
- なお、これらの規定は、清算中の法人には適用がありません。

- 2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄市長に 1 通提出してください。
- ① 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
 - ② 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内

(注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

- 3 各欄は、次により記載します。

- (1) 申請本文の

☐ 事業年度の法人市民税の確定申告書
☐ 連結事業年度の法人市民税の連結確定申告書

) には、いずれか該当する ☐ にレ印を付してください。
- (2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する ☐ にレ印を付してください。
- なお、確定申告書にあっては 2 月以上、連結確定申告書にあっては 3 月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数 ()」の () 内に記載してください。
- (3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで (指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から 3 月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内) に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。